

# ◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (09/4月号) (第49号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp  
下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

## 雇用保険の被保険者の適用基準が変更されました

### (1) 短時間就労者の適用基準

短時間就労者(1週間の所定労働時間が、同じ会社内の他の労働者よりも短く、かつ、40時間未満である者)については、①②の要件とも満たす場合は、雇用保険の被保険者となります。

改正前	① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
	② <u>1年以上</u> 引き続き雇用されることが見込まれること
改正後	① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
	② <u>6か月以上</u> 引き続き雇用されることが見込まれること

### (2) 派遣労働者の適用基準

改正前	① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
	② 同じ派遣元事業主に <u>1年以上</u> 引き続き雇用されることが見込まれること(派遣先が異なる場合・短期の派遣を繰り返す場合でも、その状態が通算して <u>1年以上</u> 続く見込みがあること)
改正後	① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
	② 同じ派遣元事業主に <u>6か月以上</u> 引き続き雇用されることが見込まれること(派遣先が異なる場合・短期の派遣を繰り返す場合でも、その状態が通算して <u>6か月以上</u> 続く見込みがあること)

### ※被保険者資格の取得・喪失の手続の注意点

①	平成21年4月1日以降の雇入れについては、雇入れの時点で、6か月以上の雇用見込みがあり、適用基準に該当する場合には被保険者資格の取得の手続を行う必要があります。 また、4月1日より前から雇用していた労働者(派遣労働者)についても、4月1日以降、雇入れ時から6か月を経過した者については、 <u>その時点で</u> 被保険者資格の取得の手続を行う必要があります(ただし、その後6か月間に離職が確実に見込まれる場合を除きます)。
②	派遣労働者については、資格喪失時の取り扱いが次のように改正されました。 平成21年3月31日以降に雇用契約期間が満了する派遣労働者については、「派遣元事業主が、派遣労働者に対して雇用契約期間が満了するまでに次の派遣就業を指示しない場合には、派遣労働者が同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業を希望する場合を除き、雇用契約期間満了時に被保険者資格を喪失する」とされました。

## 事務所を移転しました

- 移転先：752-0973 下関市長府中之町5-4
- 移転時期：4月13日
- 電話、fax番号は従来どおりです。

※旧事務所から徒歩2分くらいのところですよ。ご来所頂く便がある場合は、お電話頂ければ、詳細な地図をfaxさせていただきます。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 \_\_\_\_\_